

## 滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、滑川町スクールバス（以下「スクールバス」という。）の設置及び運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 滑川町立小学校（以下「小学校」という。）に通学する児童の登下校における安全確保及び負担軽減を目的とし、スクールバスを設置する。

(利用対象者)

第3条 スクールバスの利用対象者は、滑川町に居住し、かつ、小学校に在学している児童で、規則で定める要件に該当する者（以下「利用者」という。）とする。

(利用料)

第4条 利用者の保護者は、利用者のスクールバスの利用にあたり、スクールバスの運行に要する経費の一部（以下「利用料」という。）を負担するものとする。

2 利用料の額は、利用者1人につき月額1,200円とする。

3 利用料の納付方法、納付期限等については、教育委員会規則で定める。

(運行管理の委任)

第5条 スクールバスの運行管理は、滑川町教育委員会が行う。

(運行業務の委託)

第6条 町長は、スクールバスの運行を適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に委託することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。